

# 埼玉県公立小学校校長会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、埼玉県公立小学校校長会と称し、事務所を会長指定の場所におく。

第 2 条 本会は、埼玉県小学校教育の振興を期するために、会員相互の連携を密にし、職能の向上、教育諸条件の改善及び会員の福祉増進を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育内容に関する事
- (2) 教育制度ならびに行財政に関する事
- (3) 教職員の地位及び待遇に関する事
- (4) 学校の管理運営及び調査に関する事
- (5) 教育振興の世論喚起に関する事
- (6) 教育情報の収集及び伝達に関する事
- (7) 組織強化に関する事
- (8) 会員の相互厚生に関する事
- (9) その他目的達成に必要な事業

## 第 2 章 組 織

第 4 条 本会は、埼玉県公立小学校校長及びさいたま市立小学校校長をもって組織し、さいたま市の他は、南部、入間、比企、秩父、児玉、大里、東部を地区とし、各地区に必要な班をおく。

## 第 3 章 役員及び職員

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 4～6 名、さいたま市代表 1 名、常任理事若干名、理事若干名、幹事若干名、監事 4 名。

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) さいたま市代表は、さいたま市立小学校校長会との連絡調整に当たる。
- (4) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の企画及び執行並びに各地区の連絡に当たる。
- (5) 理事は、理事会を構成し、総会から委任された事項につき審議決定するとともに各班の連絡に当たる。
- (6) 幹事は、運営委員会に所属し、会務を処理する。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。

第 7 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、会員中から理事会で選出する。
- (2) さいたま市代表は、さいたま市立小学校校長会で選出する。
- (3) 理事は、各班の会員の中から選出するほか、必要により、理事会にはかり会長が指名する。
- (4) 常任理事は、各地区で互選された理事及び各専門部副部長等をもって充てる。
- (5) 幹事は、理事会にはかり会長が委嘱する。
- (6) 監事は、会員中から理事会で選出する。
- (7) 理事及び常任理事の数は、別に定める。

第 8 条 役員の仕事は、1 か年とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、会長が理事会にはかり委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の要請に応じて随時意見を述べることができる。
- (3) 顧問の仕事は、役員の仕事に準ずる。

第 10 条 本会の仕事は、事務局を設ける。

- 2 事務局は、事務局長ほか必要な職員をおくことができる。

## 第4章 機 関

第11条 本会には、次の機関をおき、会長が招集する。

(1) 総会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 運営委員会

第12条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員とは、各会員の委任を受け、各市町村小学校校長会代表として総会に出席し、総会の議案の賛否について意思表示をする権利を有する者をいう。

3 代議員は、各市町村小学校校長会から1名を選出する。ただし、常任理事及び理事が代議員になることは妨げない。

第13条 総会は毎年1回オンラインにより開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、会員の中から選出する。

3 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可決同数のときは、議長がこれを決定する。

4 総会では、次の事項につき、審議、決定する。

(1) 会務報告ならびに決算の承認

(2) 事業計画ならびに予算の議決

(3) 会則の変更

(4) その他、目的達成に必要な重要事項

第14条 緊急止むを得ない場合は、理事会をもって総会にかえることができる。

ただし、この場合は、次の総会に報告しなければならない。

第15条 理事会は、おおむね学期1回これを開き、常任理事会は、必要に応じ、随時これを開く。

第16条 運営委員会は、会長、副会長、さいたま市代表、部長、幹事長及び事務局職員と幹事をもって構成し、会務遂行上必要な企画、立案及び緊急事項の処理に当たる。

第17条 本会は、会務を処理するため、次の専門部を設ける。ただし、必要により特別委員会をおくことができる。

(1) 研修推進部 (2) 対策部 (3) 広報部 (4) 調査研究部

第18条 各専門部ならびに特別委員会の構成は、理事会で定める。

2 各専門部の正副部長は、理事会で選出する。

## 第5章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第20条 本会の会費(負担金)は、年額20,000円とする。ただし、さいたま市立小学校長及び小・中一貫校長の会費(負担金)については、10,000円とする。(さいたま市立いどり学園の校長については、5,000円)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 補 則

第22条 本会の運営に必要な規程、細則等は、理事会において定める。

### 附 則

本会の会則は、昭和55年4月1日から施行する。(全面改正)

本会の会則は、昭和57年4月1日から一部改正、施行する。(会費)

本会の会則は、昭和60年1月24日から一部改正、施行する。(役員・機関)

本会の会則は、昭和63年1月19日から一部改正、施行する。(役員・機関)

本会の会則は、平成元年3月7日から一部改正、施行する。(役員・機関)

本会の会則は、平成2年4月1日から一部改正、施行する。(会費)

本会の会則は、平成11年4月1日から一部改正、施行する。(顧問)

本会の会則は、平成12年4月1日から一部改正、施行する。(組織)

本会の会則は、平成14年1月29日から一部改正、施行する。(組織・役員)

本会の会則は、平成25年1月23日から一部改正、施行する。(役員)

本会の会則は、平成29年4月24日から一部改正、施行する。(組織・役員・会計)

本会の会則は、平成30年1月25日から一部改正、施行する。(役員・機関)

- 本会の会則は、令和 2 年 1 月 23 日から一部改正、施行する。(機関)  
 本会の会則は、令和 3 年 1 月 27 日から一部改正、施行する。(会費・負担金)  
 本会の会則は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。(組織)  
 本会の会則は、令和 8 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。(総会)

## 専門部及び特別委員会運営規程

第 1 条 専門部は、常任理事会の議を経て、次の会務を執行する。

- 研修推進部 1 中央大会に関すること  
 2 学校経営の諸問題についての調査研究に関すること  
 3 「研究紀要」の編集・発行に関すること  
 対 策 部 1 教職員人事及び給与の諸問題についての調査研究に関すること  
 2 教職員人事及び給与の対策活動に関すること  
 広 報 部 1 機関紙「会報」及び速報の編集・発行に関すること  
 2 埼玉県公立小学校校長会ホームページの作成更新に関すること  
 3 その他本会の目的達成に必要な広報に関すること  
 調査研究部 1 教育上必要な調査研究に関すること  
 2 その他本会活動に必要な調査研究に関すること

第 2 条 専門部は、部員若干名をもって組織し、部長及び副部長をおく。

- 2 部長、副部長及び部員の選出は別に定めるところによる。

第 3 条 学校教育の今日的課題に鑑み、常任理事会の議を経て、部の中に特別委員会をおくことができる。

第 4 条 特別委員会は、委員若干名をもって構成し、委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長、副委員長及び委員の選出は別に定めるところによる。

- 3 委員長は、所属部の副部長を兼務する。

### 附 則

この規程は、平成元年 3 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。(同和教育→人権教育)

この規程は、平成 15 年 3 月 5 日から一部改正、施行する。(委員会名)

この規程は、平成 25 年 1 月 23 日から一部改正、施行する。(広報部・ホームページ)

この規程は、令和 2 年 1 月 23 日から一部改正、施行する。(部の整理統合・委員会)

## 埼玉県公立小学校校長会役員選考規程

第 1 条 会則第 2 2 条の規定により、第 5 条に定める会長、副会長及び監事並びに第 1 8 条第 2 項に定める正副部長（以下役員）の選考に関する規程を次のとおり定める。

第 2 条 役員を選考は、理事会の委嘱を受けた選考委員がこれに当たる。選考委員は、各地区から 1 名を選出し、これに会長及び副会長若干名を加える。なお、これに顧問を加えることができる。

第 3 条 選考委員は、委員会を構成し、役員の前案を作成して、理事会に報告し、承認を求める。但し、年度途中の増員や緊急の場合、役員選考委員会の会議を省略し、運営委員会で選考し、常任理事会・理事会で選出することができる。

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長をおく。その選出は委員の互選による。委員長は会議を司会し、会議の進行を掌る。副委員長は委員長を補佐する。

- 2 事務局職員は、オブザーバーとして選考委員会を補佐する。

第 5 条 役員は、次の観点に基づき、長期的見地から公正に選考する。

- 1 会長は、全県的視野に立って選考する。  
 2 副会長は、東、西、南、北から各 1 名、計 4 名とする。更に必要がある時は、全県から 1～2 名を追加することができる。  
 3 監事は、各ブロックから各 1 名を選考する。  
 4 正副部長は、部活動の継続発展を考慮して選考する。

第6条 委員の任期は、理事会の委嘱によって始まり、役員を選考の完了をもって終わる。ただし、委員長は、選考結果を総会に報告するものとする。

第7条 この規程は、昭和57年3月5日から施行する。

この規程は、昭和63年1月19日から一部改正、施行する。 (一部改正)

この規程は、平成9年9月17日から一部改正、施行する。 (一部改正)

この規程は、平成14年1月29日から一部改正、施行する。 (一部改正)

この規程は、平成25年1月23日から一部改正、施行する。 (一部改正)

この規程は、平成29年1月26日から一部改正、施行する。 (一部改正)

この規程は、令和2年1月23日から一部改正、施行する。 (第1条、第5条)

### 埼玉県公立小学校校長会理事・常任理事・監事及び専門部員選出基準

本会会則第7条(2)、(3)、(5)、(6)及び第22条の規程により、理事、常任理事、監事及び専門部員の選出基準を次のとおり定める。

- 1 理事は、各班代表1名とする。ただし、理事会において必要と認めるときは、増員することができる。
- 2 常任理事は、各地区代表1名、副部長とする。
- 3 各専門部の部員は、各地区から1名選出する。ただし、理事会において必要と認めるときは、増員することができる。
- 4 監事は、各ブロックから各1名とする。
- 5 ブロックの編成は、東(東部)、西(入間、比企)、南(南部)及び北(秩父、児玉、大里)とする。

#### 附 則

この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

この基準は、昭和57年11月5日一部改正、施行する。

この基準は、昭和58年4月1日から改正、施行する。

この基準は、平成14年1月19日から改正、施行する。

この基準は、令和2年1月23日から一部改正、施行する。

この基準は、令和6年4月1日から一部改正、施行する。

この基準は、令和7年4月1日から一部改正、施行する。

### 埼玉県公立小学校校長会総会に係る代議員の選出について(内規)

本会会則第12条の規程により、代議員の選出については次のとおりとする。

- 1 代議員は、各市町村小学校校長会ごとに1名選出する。ただし、常任理事及び理事が代議員になることは妨げない。
- 2 代議員は、各市町村小学校校長会の代表として総会に出席する。
- 3 各班の理事は、班内市町村ごとの代議員を本会事務局に報告する。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

### 運営資金及び慶弔顕彰費について(内規)

本会会則第19条の規程により、本会の運営資金ならびに慶弔顕彰費を次のとおり定める。なお、この内規で会員とは、埼玉県公立小学校校長会会員及びさいたま市立小学校校長会会員をいう。

#### 1 運営資金

- (1) 会員の拠出は1人1回とし、その額は20,000円とする。小中異動の場合は、資金拠出についての申し合わせ事項による。
- (2) 支出に関しては以下のとおり定める。
  - ① 年度当初、会費が納入されるまでの運用資金として活用する。

- ② 会務の運営に必要な額を、一般会計への繰入金として支出する。
- ③ 総会・中央大会に特別必要な経費が生じた場合に支出する。
- ④ 天災等で被災した小学校に支援金を支出する。
- ⑤ その他、特別に支援を必要とする場合に、理事会の承認を経て支援金を支出する。

2 慶弔顕彰費

- (1) 慶弔顕彰費は、その年度毎に精算する。不足がある場合は、運営資金会計より繰り入れ、残金がある場合は、運営資金会計に繰り入れる。
- (2) 会員死亡の場合は、全会員より1人当たり500円の拠出相当額の弔慰金及び生花又は花輪を贈る。

3 納入期限

運営資金、慶弔顕彰費は各年度の7月末までに納入する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

この規程は、平成元年4月1日から一部改正、施行する。(運営資金)

この規程は、平成29年4月1日から一部改正、施行する。(納入期限)

この規程は、令和2年1月23日から一部改正、施行する。(運営資金の支出、慶弔顕彰費)

### 埼玉県公立小学校校長会慶弔・顕彰規程

第1条 本会会則第22条の規程により、本会の行う慶弔・顕彰に関する規程を次のとおり定める。

第2条 この規程で会員とは、埼玉県公立小学校校長会会員及びさいたま市立小学校校長会会員をいう。

第3条 会員の死亡、傷病又は災害に関しては、この規程により弔慰金または見舞金をおくる。

会員が国などから顕彰等を受けたときは、祝金をおくる。また、役職定年の会員並びに退職した会員に対し、感謝状及び記念品をおくり顕彰する。

2 本会の役員を退任された場合は、感謝状をおくり顕彰する。ただし、重任又は他の役員に選任された場合は除く。

3 前2項に定める外、特に必要と認める場合は会長が処理して、理事会に報告するものとする。

第4条 前条に定める弔慰金、見舞金及び祝金は次のとおりとする。

項	金額	備考
死 亡	40万円 但し、1年以上休職中の場合は、 20万円とする。	別途、生花又は花輪を贈る。
傷 病	2万円	病休1ヶ月以上 但し、年度を通じて1回を限度とする。
被 災	1件につき5万円を限度とする。	運営委員会の協議による。
国などからの顕彰等	2万円	
顕彰者(退職者)への記念品	おおむね2万円	

第5条 本規程の運用は、その事実に関する当該地区理事の申請により会長が支出の指示をするものとする。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、昭和57年4月23日一部改正、施行する。(第3条3項挿入)

この規程は、平成元年3月7日一部改正、施行する。(第4条)

この規程は、平成29年4月24日一部改正、施行する。(第2条挿入)

この規程は、平成31年1月24日一部改正、施行する。(第4条)

この規程は、令和2年1月23日一部改正、施行する。(第3条、第4条)

この規程は、令和6年1月26日一部改正、施行する。(第3条、第4条)

## 埼玉県公立小学校校長会と埼玉県中学校校長会との基金拠出についての申し合わせ

埼玉県公立小学校校長会会長村本信一郎と、埼玉県中学校校長会会長成石昌蔵は、それぞれの会を代表して下記事項を申し合わせた。この申し合わせは、それぞれの会での所要の事務完了によって発効するものとする。

この申し合わせは、5年毎に協議する。

### 記

埼玉県公立小学校校長会(以下甲という)と、埼玉県中学校校長会(以下乙という)は、それぞれの基金造成においては、次の各号によることにする。

- (1) 甲(又は乙)に拠出した会員は、乙(又は甲)に拠出するに及ばない。
- (2) 拠出金に差異がある場合には、両者にて協議する。
- (3) 小・中併設校は、甲・乙双方にその半額を拠出し以後異動の際は、拠出するに及ばない。
- (4) この申し合わせは、平成元年以後採用者から適用する。

平成元年3月31日

埼玉県公立小学校校長会会長 村本信一郎

埼玉県中学校校長会会長 成石昌蔵

埼玉県公立小学校校長会は平成元年3月7日の理事会で承認

埼玉県中学校校長会は平成元年3月17日の理事会で承認

## 暫定再任用校長に関する細則

- 1 暫定再任用校長は、本則第4条に基づく本会を組織する会員である。
- 2 暫定再任用校長は、定年退職をした後も勤務しているものとみなす。
- 3 暫定再任用校長は、会員としての資格と義務を有する。
- 4 暫定再任用校長は、会則第5条に規定する役員になることはできない。

### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 特例任用校長に関する細則

- 1 特例任用校長は、本則第4条に基づく本会を組織する会員である。
- 2 特例任用校長は、会員としての資格と義務を有する。
- 3 特例任用校長は、会則第5条に規定する役員になることはできない。

### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。